

事 務 連 絡

平成30年6月19日

各厚生労働大臣認可

共済事業実施消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる緊急特別取扱いについて

平成30年大阪府北部を震源とする地震により、多数の人的被害、住家被害等が生じたことから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会については、共済事業規約に関わらず、被災した共済契約者について、下記の緊急特別取扱いを認める。

なお、緊急特別取扱いを実施する場合には、別紙様式により届け出られたい。

また、被災者に対する共済金等の支払いについては、可能な限りの便宜措置を講ずるとともに、できる限り迅速に行うよう配慮をお願いする。

記

- (1) 共済掛金の払込期間の延長
- (2) 共済契約の継続手続きの猶予期間の延長
- (3) 共済金等の請求に伴う申請書類の一部省略を含む簡素化

以上

平成30年〇月〇〇日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長 殿

〇〇〇消費生活協同組合
代表理事 〇〇 〇〇

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる緊急特別取扱いについて
(届出)

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 緊急特別取扱いを行った共済事業とその内容
 - (1) 〇〇共済事業
共済掛金の払込期間について、〇か月を〇か月に延長する(した)。
 - (2) 〇〇共済事業
共済契約の継続手続きの猶予期間について、〇か月を〇か月に延長する(した)。
 - (3) 〇〇共済事業
共済金の請求に伴う申請書類について、〇〇〇及び〇〇〇の省略による申請を可能とする(した)。

2. その他特記事項
〇〇〇・・・

以上

事 務 連 絡

平成30年6月19日

大阪府 消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる緊急特別取扱いについて

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の共済事業を実施する消費生活協同組合及び同連合会（以下「共済事業実施組合」という。）に対して、事務連絡を発出したので、貴府の所管する共済事業実施組合に対する取扱いについての参考とされたい。

別添

事務連絡

平成30年6月19日

各厚生労働大臣認可

共済事業実施消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる緊急特別取扱いについて

平成30年大阪府北部を震源とする地震により、多数の人的被害、住家被害等が生じたことから、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会については、共済事業規約に関わらず、被災した共済契約者について、下記の緊急特別取扱いを認める。

なお、緊急特別取扱いを実施する場合には、別紙様式により届け出られたい。

また、被災者に対する共済金等の支払いについては、可能な限りの便宜措置を講ずるとともに、できる限り迅速に行うよう配慮をお願いする。

記

- (1) 共済掛金の払込期間の延長
- (2) 共済契約の継続手続きの猶予期間の延長
- (3) 共済金等の請求に伴う申請書類の一部省略を含む簡素化

以上

平成30年〇月〇〇日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長 殿

〇〇〇消費生活協同組合
代表理事 〇〇 〇〇

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる緊急特別取扱いについて
(届出)

標記について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 緊急特別取扱いを行った共済事業とその内容
 - (1) 〇〇共済事業
共済掛金の払込期間について、〇か月を〇か月に延長する(した)。
 - (2) 〇〇共済事業
共済契約の継続手続きの猶予期間について、〇か月を〇か月に延長する(した)。
 - (3) 〇〇共済事業
共済金の請求に伴う申請書類について、〇〇〇及び〇〇〇の省略による申請を可能とする(した)。

2. その他特記事項
〇〇〇・・・・

以上